

# 住居確保給付金のご案内

## 家賃相当額を貸主(不動産媒介業者等)に支給します

生活困窮者自立支援法の規定に基づき、小郡市では離職や自営業の廃業により経済的に困窮し、住居を失う、または失う恐れがあり、今後の就職活動のために住居を確保する必要がある方に対して、家賃相当額を支給する「住居確保給付金事業」を実施しています。

生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象です。(下段「支給要件」参照)

## 支給要件(以下の1~8全てに当てはまる方が対象になります。)

支給要件	
番号	支給要件
1	離職等により経済的困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること
2	(1)申請日において離職、廃業の日から2年以内であること または、 (2)就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること
3	離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと
4	申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が基準額(世帯人数ごとに定めがあります。)に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額(支給上限額あり)を合算した額(収入基準額)以下であること〔収入要件〕
5	申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額に6を乗じたもの(ただし、100万円を超えないものとする)以下であること〔資産要件〕
6	公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
7	国の雇用施策による給付(職業訓練受講給付金)又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
8	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

## 支給方法、支給期間など

### 支給方法

小郡市から月ごとに家賃相当額を不動産媒介業者等の口座に振り込みます。(代理受領)

### 支給期間

原則3ヵ月(月々支給)

ただし、一定の要件を満たす場合は3ヵ月単位で2回まで延長が可能です。(最長9ヵ月)

### 支給額

世帯人数ごとに支給上限額に定めがあり、下記の表のとおりとなります。

下記に記載がない場合は、個別にお問い合わせください。

支給上限額		
世帯人数	支給上限額	収入要件4に定める基準額
単身	32,000 円	78,000 円
2 人	38,000 円	115,000 円
3 人	42,000 円	140,000 円

また、世帯の収入が支給要件4の基準額を超える場合、調整を行い、一部支給となる場合があります。

## 申請を行うには

申請は、小郡市社会福祉協議会まで、事前に電話連絡の上、来所ください。